

改正

平成19年6月4日東医大発第298号
平成26年6月13日東医大発第494号
平成27年8月24日東医大発第513号
平成28年5月27日東医大発第268号
平成28年11月25日東医大発第548号

東京医科大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医科大学動物実験規程第5条の規定に基づき、東京医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 委員会は、学長の下に置き、運営するものとする。

2 委員会の下部組織として、動物実験倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）及び大学、大学病院、八王子医療センターの各キャンパスに動物実験運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

3 倫理委員会及び運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(協議事項)

第3条 委員会は、動物実験に関する次に掲げる諸事項について協議する。

- (1) 動物実験規程の策定と改廃
- (2) 動物実験計画の審査及び履行結果
- (3) 実験動物の適正な飼育及び保管
- (4) 実験動物の福祉
- (5) 各施設の運営及び整備に関する助言
- (6) 関係法令等に関する教育訓練の内容または体制
- (7) 自己点検・評価
- (8) 動物慰霊祭
- (9) その他学長の諮問する事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 倫理委員会委員長及び各キャンパスの運営委員会委員長
- (2) 組換えDNA実験安全委員会委員長
- (3) 一般教育から1名
- (4) 各キャンパスの疾患モデル研究センター長、疾患モデル研究室長
- (5) 大学総務課長
- (6) その他委員長が必要と認める者 若干名

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が任命する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会の協議事項を学長に報告するものとする。

(会議)

第7条 委員会は、委任状を含め委員の過半数の出席をもって成立し、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員会は、原則として年1回定期に開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(委員以外の出席)

- 第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 (小委員会)
- 第9条 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。なお、小委員会の名称、組織、運営については、その都度委員会において定めるものとする。
 (事務)
- 第10条 委員会に関する事務は、大学の疾患モデル研究センターにおいて行う。
 (改廃)
- 第11条 この規程の改廃については、委員会の議を経て、学長が行う。
- 附 則
- 1 この規程は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成4年10月1日施行の東京医科大学研究等実験動物の取扱いに関する委員会規程は廃止する。
- 附 則 (平成19年6月4日東医大発第298号)
 この規程は、平成19年6月4日より施行し、平成19年5月16日より適用する。(第1条、第2条第2項、第3条、第4条、第9条、組織図の改正及び、第8条の削除、第9条を第8条に、第10条を第9条に、第11条を第10条に繰り上げる。)
- 附 則 (平成26年6月13日東医大発第494号)
 この規程は、平成26年6月13日から施行し、平成18年9月1日から適用する。(附則(平成18年9月1日施行)第2項の新設)
- 附 則 (平成27年8月24日東医大発第513号)
 この規程は、平成27年8月24日から施行し、平成27年6月19日から適用する。(全部の改正)
- 附 則 (平成28年5月27日東医大発第268号)
 この規程は、平成28年5月27日から施行し、平成28年5月1日から適用する。(第4条第4号及び第10条の改正)
- 附 則 (平成28年11月25日東医大発第548号)
 この規程は、平成28年9月28日から施行する。(第2条第2項、第4条第1号、第4号及び参考の改正)

参考
 参考

東京医科大学動物実験委員会組織図

